

船舶事故調査報告書

令和4年6月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和3年11月9日 17時02分ごろ
発生場所	北海道苫小牧市苫小牧港第2区入船ふ頭 苫小牧港東外防波堤灯台から真方位013° 1.5海里付近 （概位 北緯42° 38.3′ 東経141° 37.7′）
事故の概要	ロールオン・ロールオフ貨物船清和丸は、出港操船中、船尾部が岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和3年11月30日、主管調査官（函館事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ロールオン・ロールオフ貨物船 清和丸、15,781トン 140284、株式会社フジトランスコーポレーション（船舶所有者）、鹿児島船舶株式会社（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	船長、二級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船尾部外板に凹損 岸壁 防舷材に破損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東南東、風力 7、視程 約2,000m 海象：波高 約1.5m、潮汐 下げ潮の初期 日没時刻：16時17分 苫小牧市には、11月8日15時27分に波浪注意報及び濃霧注意報が、9日04時06分に暴風警報がそれぞれ発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長及ほか13人が乗り組み、苫小牧港第2区西ふ頭に船首を北北西方に向けて入船左舷着けで停泊していた。 本船は、船長が、操船指揮に当たり、‘右舷船首尾に各1隻ずつタグライン連結したタグボート’（以下「本件タグ」という。）を使用して離岸した後、主機を極微速力後進にかけた。 船長は、本件タグに本船を押し引きする方向及び機関回転数の増減を指示して本船を後進させながら左回頭させた。 船長は、本船が、船首を西北西方に向け、西ふ頭東方に位置する入船ふ頭に向かって後進する態勢となった時、本船を前進させて左回頭させる目的で左舵一杯とした。 船橋で見張りに当たっていた航海士は、本船が入船ふ頭に向かって後進を続けていることに不安を感じ、船長に主機が極微速力後進のままとなっていることを報告した。 船長は、主機を前進に切り換えていなかったことに気付き、主機を

	<p>停止した後、半速力前進とした。</p> <p>本船は、船体が停止する前に右舷船尾部が入船ふ頭に衝突した。</p> <p>船長は、暴風警報が発表されていたので本件タグを手配したが、タグボートを使用した操船に不慣れであった。</p> <p>船長は、本事故当時、本件タグに指示を出すことに意識を集中していたので、本船の主機を前進に切り換える時機を失したと本事故後に思った。</p> <p>船長は、離岸操船を開始する前に操船計画を全航海士に対して詳細に説明し、操船中の本船の速力及び入船ふ頭までの距離等を適宜報告させればよかったと本事故後に思った。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、暴風警報が発表されている状況下、西ふ頭と入船ふ頭との間において出港操船中、船長が、後進させながら本件タグを使用して左回頭させ、入船ふ頭に向けて後進する態勢とした後、前進しながら左回頭するつもりで左舵一杯を取った後、本件タグに指示を出すことに意識を集中し、主機を前進に切り換えたと思い込んで左回頭を続けたことから、主機が後進のままであることに気づき、主機を前進に切り換えたものの停止することができず、右舷船尾部が入船ふ頭に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、タグを使用した操船に不慣れであったことから、本件タグに指示を出すことに意識を集中していたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、暴風警報が発表されている状況下、本船が、西ふ頭と入船ふ頭との間において出港操船中、船長が、後進させながら本件タグを使用して左回頭させ、入船ふ頭に向けて後進する態勢とした後、前進しながら左回頭するつもりで左舵一杯を取った後、本件タグに指示を出すことに意識を集中し、主機を前進に切り換えたと思い込んで左回頭を続けたため、主機が後進のままであることに気づき、主機を前進に切り換えたものの停止することができず、右舷船尾部が入り船ふ頭に衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、出入港操船を行う際、操船開始前に操船計画を全航海士に対して可能な限り詳細に説明し、操船中の本船の速力及び周囲の障害物までの距離等を適宜報告するよう明確に指示すること。</li> </ul>